

第46号議案

品川区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月23日

品川区長 濱 野 健

品川区手数料条例の一部を改正する条例

品川区手数料条例（平成12年品川区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表(4)の表12の項中「含む」を「含み、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により当該犬の所有者から狂犬病予防法第4条第1項の規定による犬の登録の申請があったものとみなす場合を除く」に改め、同表中50の項を削り、51の項を50の項とし、52の項を51の項とする。

別表(5)の表39の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表39の2の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表44の3の2の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表44の3の3の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表45の項中「第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ、第63条第3項第5号イ」を「第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハまたは第63条第3項第5号イ」に改め、「もしくは第68条の69第3項第5号イもしくは第7号イまたは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号。以下この項および47の項に

において「平成10年改正措置法」という。) 附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることもしくは同条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる平成10年改正措置法第1条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項および47の項において「旧租税特別措置法」という。)第63条の2第3項第3号イ」を削り、同表46の項中「第31条の2第2項第16号二、第62条の3第4項第16号二、第63条第3項第6号」を「第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二または第63条第3項第6号」に改め、「または第68条の69第3項第6号もしくは第7号ロ」を削り、同表47の項を次のように改める。

47	削除		
----	----	--	--

別表(5)の表57の項事務の欄中「長期優良住宅建築等計画」の次に「または長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項名称の欄中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同項金額の欄中「、新築住宅」を「、長期優良住宅建築等計画に係る新築住宅」に、「既存住宅(新築住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)」を「長期優良住宅建築等計画に係る新築住宅以外の住宅または長期優良住宅維持保全計画に係る住宅(以下これらを「既存住宅」という。)」に改め、同表58の項事務の欄中「長期優良住宅建築等計画」の次に「または長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項名称の欄中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、同表60の項中「長期優良住宅建築等計画」の次に「または長期優良住宅維持保全計画」を加え、同表中6

0の2の項を60の2の2の項とし、60の項の次に次のように加える。

60の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	160,000円	許可申請のとき。
---	--	----------	----------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表(5)の表57の項、58の項および60の項の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

(説明) マイクロチップを装着した犬に係る狂犬病予防法に基づく登録手数料を見直すとともに、建築行為を伴わない既存住宅に係る長期優良住宅の認定申請手数料等を定める必要がある。